

(公開用)

## 第 4 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和3年4月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、  
第4回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画について

## 1、出席委員

1番	平井 博	2番	長田 幸浩	3番	佐藤 勲	4番	長田 克美
5番	大友 信由	6番	渡邊 等	7番	猪股 政一	8番	郡山 正志
9番	菅原 龍也	10番	八巻 文彦	11番	宮部 淳子	12番	木皿 清
13番	菅井 武雄	14番	吉田 俊美				

## 2、欠席委員

## 3、農地利用最適化推進委員

17番	鎌田 正治	18番	川村 雄治
-----	-------	-----	-------

## 4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻 敏幸	農地調整係長	五十嵐 香織
主査	小林 真由	主事	佐々木 常行

## 1、同日午後1時35分開会

- |            |   |  |
|------------|---|--|
| 議          | 長 | ただいまから、第4回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。<br>ただいまの出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。   |
| 議          | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。<br>(「異議なし」の声)   |
| 議          | 長 | ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。  |
| 議          | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、7番猪股政一委員、8番郡山正志委員を指名いたします。よろしく願います。   |
| 議          | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。  |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。           |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。<br>(「なし」の声)  |
| 議          | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。  |
| 議          | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。   |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域内の農地に集合住宅を建築するための転用でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。  |

		(「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁、4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、6件受理いたしております。内容につきましてはいずれも市街化区域内の農地を転用しようとするもので、整理番号1は近隣での工事に際して資材置場及び駐車場に利用するという事で農地を一時転用するものです。整理番号2は分譲住宅を建築するもの、整理番号3は水道管を埋設するもの、整理番号4は宅地への通路を拡幅するものです。整理番号5は駐車場及び倉庫と利用するもの、整理番号6は個人住宅を建築するものとなっております。なお、この届出につきましても、委員会規程による事務局長専決事項となっております。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
		(「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の5頁、6頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも合意解約です。双方の担い手を交換し、地域のずれを解消するため、解約するものです。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
		(「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、整理番号1について、担当委員より説明願います。
八 卷 委 員		議案書の7頁から8頁をご覧ください。●●●●●さんから●●●●さ

議 長 へへの生前贈与でございます。現場で父親の●●さんと、渡辺委員、猪股委員、川村推進委員、鎌田推進委員と私と事務局とで聞き取りのため、行ってまいりました。特段問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いしたいと思います。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

議 長 (「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1は、申請のとおり、許可することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1は、申請のとおり、許可することに決しました。

議 長 続いて、整理番号2についてですが、長田幸浩委員の自己に関する事項となっております。よって長田幸浩委員は除斥となります。

議 長 (長田委員、退室)

議 渡 辺 委 員 長 それでは、整理番号2について、担当委員から説明願います。

議 渡 辺 委 員 長 議案書の9頁をご覧ください。譲渡人●●●さんから譲受人●●●●さんへの生前贈与になります。特段問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

議 長 (「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2は申請のとおり、許可することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2は、申請のとおり、許可することに決しました。長田委員の除斥を解きます。

議 長 (長田委員、入室)

議 長 長田委員に報告をします。当該議案については許可することに決しました。



ンバーで行ってまいりました。●●●●●●●●●●、田、263㎡、譲渡人が●●●●●さん、譲受人が息子の●●●●●さんです。転用目的は資材置場で、木の型枠を置くようです。位置図の市内から西中に向かうまでの農免道路から北側に申請地があります。現地調査をしたところ、盛り土をしたばかりで、コンクリは入っていないが、山石等がゴロゴロ入っていて、これらを撤去するなり、石を拾う等といったことをしないといけないと話してきました。地元の委員で見に行ったところ、きれいに石を拾って、農地に戻したようです。石を拾った、という報告は事務局にありましたか。

佐々木主事 電話で報告があり、現地へ確認に行きました。

猪股委員 そういうことであれば、以上で報告を終わります。ご審議お願いいたします。

議長 暫時、休憩いたします。

議長 (休憩)

議長 再開いたします。担当委員からの説明がありましたが、事務局から補足説明ありましたらお願いします。

佐々木主事 猪股委員の仰ったとおり、現地調査当日は大きい石がゴロゴロしておりまして、この状態では農地といえないので転用も認められません、という話をしたところ、後日石を取り除きました、とご連絡をいただきました。私も実際に見に行き、鎌田推進委員も今日見に行っていたいただいて、開会前に担任委員で集まり、鎌田推進委員が撮ってくれた写真を見ましたが、隣の畑とも変わらない、農地といって遜色ないような状態になっていて、当初の石がゴロゴロしてあった状態は解消されております。

議長 ただいま、担当委員と事務局から説明がありましたが、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

議長 (「なし」の声)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、許可相当として県に進達することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、申請のとおり、許可相当として県に進達することに決しました。

議長 日程第10、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、を議題といたします。整理番号2から16については関連事業でありますので、一括して審議をしたいと思います。



- |                                     |    |  |
|-------------------------------------|----|--|
| 新妻事務局長事務取扱<br>議                     | 長  | それでは整理番号 1 について、事務局から説明願います。<br>議案書の 1 2 頁をご覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更承認申請についての整理番号 1 につきまして意見を求めるものでございます。内容につきましては、●●●●●●●●●●が資材置場として利用している一時転用地の事業期間を 1 2 か月延長したいということでの申請でございます。以上でございます。                     |
| 議                                   | 長  | ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。<br>(「なし」の声)   |
| 議                                   | 長  | ないようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更承認申請についての整理番号 1 は申請のとおり、承認相当として県に進達することにご異議ございませんか。<br>(「異議なし」の声)   |
| 議                                   | 長  | ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、の整理番号 1 については、申請のとおり、承認相当として県に進達することに決しました。   |
| 議                                   | 長  | 続いて、整理番号 2 から 1 6 についてですが、八巻委員の自己に関する事項となっております。よって八巻委員は除斥となります。<br>(八巻委員、退室)  |
| 新妻事務局長事務取扱<br>議                     | 長  | それでは、整理番号 2 から 1 6 について事務局から説明願います。<br>議案書の 1 2 頁から 1 8 頁をご覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、の整理番号 2 から 1 6 につきまして意見を求めるものでございます。内容につきましては、●●●●●●●●●●が砂利採取を行っている一時転用地の事業期間を 1 2 か月延長したいということでの申請でございます。以上でございます。 |
| 議                                   | 長  | ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。   |
| 佐藤委員<br>佐々木主事<br>猪股委員<br>新妻事務局長事務取扱 | 委員 | 場所は、●●●●の隣の土地ですか。<br>細かく調べてはいませんが、付近の土地です。<br>期間延長の理由を教えてください。<br>砂利採取法がございまして、そちらの期間が 1 年ずつ延長になるようで、それに合わせて農地法の許可も 1 年単位で申請をしているところでございます。  |
| 佐藤委員<br>郡山委員                        | 委員 | 3 年までですよね。<br>1 年契約ですよね。3 年まで延長できる。  |

佐藤委員	取り決めだったり、埋め戻しの期間が間に合わなかったりすると延長ということになる。
猪股委員	なんのために延長するのか。
佐々木主事	砂利採取法での許可が1年しか下りないので、こちらも1年単位でしか申請が行えないので、砂利採取法で1年申請し、こちらも1年延長し、という方法で何度も申請を出していただくようになっております。
猪股委員	わかりました。
議長	他にございませんか。 (「なし」の声)
議長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、の整理番号2から16は申請のとおり、承認相当として県に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についての整理番号2から16については、申請のとおり、承認相当として県に進達することに決しました。八巻委員の除斥を解きます。 (八巻委員、入室)
議長	八巻委員に報告します。当該議案については、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。
議長	日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
新妻事務局長事務取扱	議案書の19頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが2件、筆数2筆、合計面積2,773.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、4月30日を予定しております。以上でございます。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議長	ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

議

長

(「異議なし」の声)  
ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。

議

長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。  
これをもって、第4回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時5分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長 (会長) \_\_\_\_\_

委員 7番 \_\_\_\_\_

委員 8番 \_\_\_\_\_